

近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所
資料配布

配布日時	平成23年11月17日 14時00分
------	-----------------------

件名	大滝ダム災害時協力業者募集 ～災害時の応急復旧対策に協力して いただける業者を募集します～
----	---

概要	大滝ダムにおいて、地震・大雨等の異常な災害時の応急復旧対策に必要な建設機械、資材、技術者及び労力等の確保及び動員に協力していただける業者の募集を行うものです。 記 ●募集期間 平成23年11月18日（金）～ 平成23年12月5日（月） ●詳細については、下記のホームページをご覧ください。 紀の川ダム統合管理事務所HP http://www.kkr.mlit.go.jp/kinokawa/
----	---

取扱い	—
-----	---

配布場所	大手前記者クラブ
------	----------

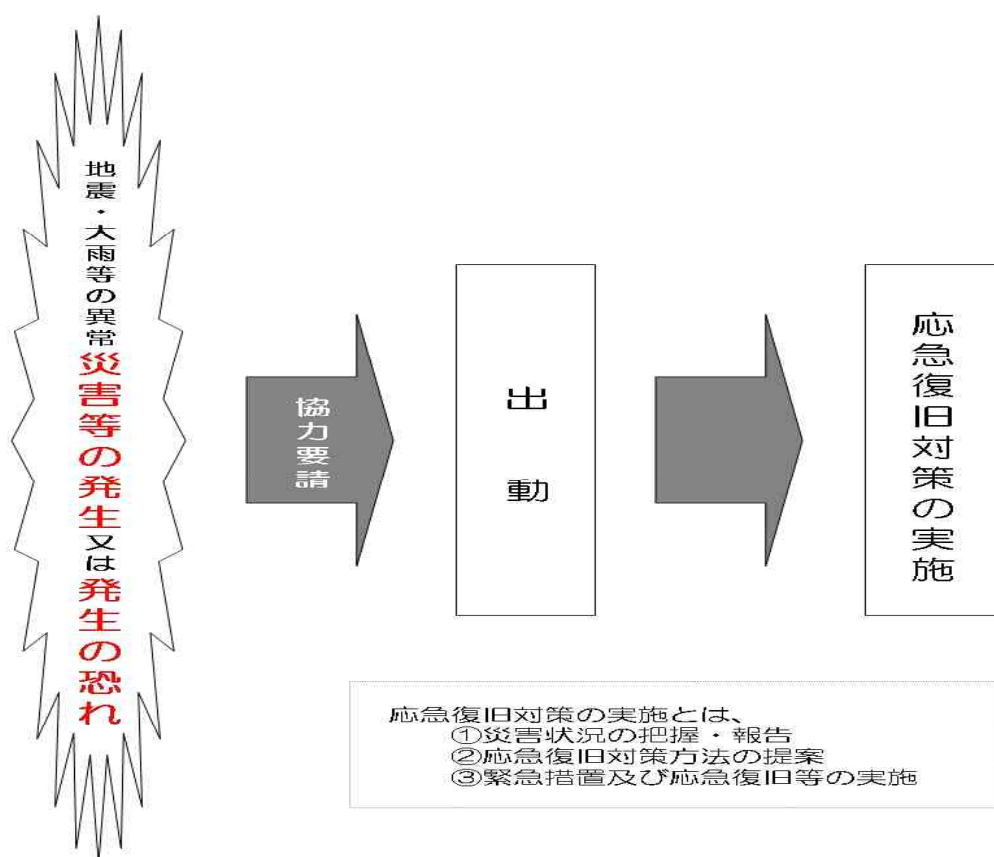
問合せ先	近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所 副所長 河南良男 工務課長 加福和直 電話 0747-25-3013（代表）
------	---

大滝ダムにおける災害時協力業者募集について

【目的】

大滝ダムにおいて、地震・大雨等の異常な自然現象による災害等が発生又は発生すると予想される場合、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図りダムの適正な管理運用に資することを目的に協力業者を募集します。

【実施の流れ】



【詳細】

募集に関する要綱及び協定(案)については、下記のホームページをご覧ください。

紀の川ダム統合管理事務所HP

<http://www.kkr.mlitt.go.jp/kinokawa/>

大滝ダムにおける災害時協力業者（土木工事部門）募集要綱

国土交通省近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所では、近畿地方整備局が所管する紀の川水系大滝ダムについて、災害等の発生時における緊急的な災害応急復旧対策業務の実施に関し、協力いただける業者を下記の要項により募集します。

平成 23 年 11 月 17 日

国土交通省近畿地方整備局
紀の川ダム統合管理事務所長 牟禮輝久

記

1. 協定の概要

(1) 協定の名称

大滝ダムにおける災害応急復旧対策業務に関する協定

(2) 協定内容の概要

本協定は、国土交通省近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所所管の大滝ダム管理区間等において、地震・大雨等の異常な自然現象による災害等および予期できない災害等が発生又は発生すると予想される場合において、これらに必要な建設機械、資材、技術者及び労力等について、その確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 協定の範囲

大滝ダム管理区間等

(4) 協定の期間

協定締結日から平成 25 年 3 月 31 日まで。ただし、協定期間満了の 1 箇月前までに、甲・乙いずれからも何ら申し出がないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期限の満了の日より 1 年間継続するものとする。

2. 参加資格

2.1 一般要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 近畿地方整備局における平成 23・24 年度の一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 技術要件資料の提出期限の日から協定締結の日までの期間において、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 技術要件資料の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局長が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。
- (6) 大阪府、京都府、奈良県、和歌山県に建設業法に基づく本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請資料に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

2.2 技術要件

- (1) 参加企業の実績として、平成 8 年 4 月 1 日以降に、下記の要件を満たす工事（以下、「同種工事」という。）の実績（以下、「同種工事の実績」という。）を有すること。
河川の重力式コンクリートダム本体工事の実績を有すること
- (2) 国土交通省の有資格者（一般土木工事）に登録された者で、技術士（総合技術監理部門：建設に関する科目、建設部門）又は一級土木施工管理技士を有すること。
- (3) 地すべり、堤体異常など想定される災害について必要となる技術力を有し、緊急時の要請に対し、出動が可能な者。

3. 提出資料

技術力及び災害発生時の体制・対応状況等を把握するために、以下の資料を提出するものとする。

- (1) 技術資料表紙
- (2) 災害出動要請に係る施工計画書
- (3) 災害出動要請時の人員（有資格者）の配置状況【様式-1】
- (4) 工事の施工実績【様式-2】

4. 提出資料の評価

上記 3. 提出資料のうち、(2) 災害出動要請に係る施工計画書及び (3) 災害出動要請時の人員（有資格者）の配置状況について 30 点満点で評価を行う。

- (1) 災害出動要請に係る施工計画書（最大 20 点）

河道閉塞などの災害に対して、出動要請を受けてから緊急復旧対策を完了するまでの間に関する施工計画書を作成するものとする。様式は自由様式とする。

災害出動要請時の体制、災害協定との整合性などを総合的に判断し評価するものとする。

- (2) 災害要請時の人員（有資格者）の配置状況（最大 10 点）

災害出動要請時に必ず確保可能な人員（人数）を様式-1に記載するものとする。

災害応急復旧対策に係る技術力を評価するものとする。有資格者のうち、技術士の資格者1名を3点、1級土木施工管理技士の資格者1名を2点とする。

5. 手続き等

(1) 募集期間

平成23年11月18日（金）から平成23年12月5日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までとし、上記3. 提出資料を記入のうえ、締切日までに直接持参するか郵送するものとする。

(2) 質問期間及び回答期限

当該公募に関する質問は、公募開始から平成23年11月25日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までとし、締切日までに直接持参するか郵送するものとする。なお、回答期限は平成23年11月30日（水）17:00とし、回答はFAXにて行う。

(3) 質問及び提出資料の提出先

〒637-0002 奈良県五條市三在町1681

紀の川ダム統合管理事務所 総務課 総務係宛

TEL 0747-25-3013

6. 特定結果通知等

(1) 応募者数が多数の場合は、上記3. 提出資料及び4. 提出資料の評価に基づき評価を行い優位な者と協定締結するものとする。

(2) 協定締結は、2者程度を予定している。

(3) 特定結果については、平成23年12月15日（木）17:00までに連絡する。

7. その他

本協定は、近畿地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の信頼性社会性で「災害協定等による地域貢献の実績」として加算評価されるものである。

平成〇年〇月〇日

国土交通省 近畿地方整備局
紀の川ダム統合管理事務所長
牟 禮 輝 久 殿

住 所 〒〇〇〇—〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
代表者 〇〇〇建設株式会社
代表取締役社長
〇 〇 〇 〇

印

「大滝ダムにおける災害応急復旧対策業務に関する協定」に参加したく
技術資料を提出します。なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令台
165号)第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容
について事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のと
おりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 : 〇 〇 〇 〇
部 所 : 〇〇〇本店〇〇部〇〇課
電 話 番 号 : 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇(代) [(内)〇〇〇〇]
F A X 番 号 : 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇
E - m a i l : 〇〇〇〇〇〇. jp

2. 本店所在地

名 称 :
住 所 :
電 話 番 号 :

※注：本店とは、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載した本店、支店及び営業所。

様式－1

災害出動要請時の人員(有資格者)の配置状況

種別	資格保有人数	備考
技術士 (総合技術監理部門:建設に関する科目、 建設部門)	3	総合技術監理部門+建設部門 1名 建設部門 2名
1級土木施工管理技士	5	
合計	8	

※ 上記記載欄の明示は記入例である。

※ 資格保有人数は、国土交通省の有資格者(一般土木工事)に登録された者で、技術士(総合技術監理部門:建設に関する科目、建設部門)又は一級土木施工管理技士の資格を有する者に限る。

※ 技術士及び一級土木施工管理技士の両方の資格を有する者は、どちらか一方に記入すること。

※ 資格保有者は、自社保有の者で、災害出動要請時に出勤可能な者に限る。

※ 備考欄には、技術士保有者の所持部門別内訳人数を記入すること。

※ 技術者の評価にあたっては、技術士保有者を3点、1級土木施工管理技士を2点とし、最大10点とする。

工事の施工実績

会社名：〇〇〇建設株式会社

工事の施工実績を下表へ記入すること。

工事名称等	工事名	〇〇〇〇〇〇工事	(CORINS登録番号)
	発注機関名	国土交通省 近畿地方整備局 〇〇事務所 等	
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町地先～〇〇県〇〇市〇〇町地先	
	契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
	工期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	
	受注形態等	単体	
工事概要	分野	ダム本体工事 等	
	工事内容	・ダム本体 〇〇m3 ・土工(盛土工) 〇〇m3 ・アンカー工 〇〇本	
	施工条件	夜間施工、渇水期施工、〇〇〇と近接施工(離隔〇m) 等	

- ※注) 上表記載欄の明示は記入例である。
- ※注) 工事の施工実績については、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分))の写しを提出する。ただし、CORINS等での記載内容で施工実績の確認が困難な場合は、平面図、構造図等を添付すること。
- ※注) 表彰の欄については、申請する工事が公団等・府県で優良工事表彰(工事の出来映え・品質に関する表彰に限る。)を受けている場合に記入する。
- ※注) 工事の施工実績については、2. 資格要件 2. 2技術要件(1)に記載のすべての工事实績を記載すること。

大滝ダムにおける災害応急復旧対策業務に関する協定（案）

国土交通省近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長（以下「甲」という。）と〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、近畿地方整備局が所管する紀の川水系大滝ダムについて、災害等の発生時における緊急的な災害応急復旧対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、大滝ダム管理区間等（以下、「管理区間等」という。）において地震・大雨等の異常な自然現象による災害等および予想できない災害等が発生又は発生すると予想される場合において、これらの対策に必要な建設機械、資材、技術者及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）について、その確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図りダムの適正な管理運用に資することを目的とする。

第2条（実施範囲）

実施範囲は、管理区間等のうち災害等が発生した箇所及び発生が予想される箇所とする。

第3条（協力要請）

管理区間等において災害が発生又は発生が予想される場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対し「災害応急復旧対策業務」（以下、「業務」という。）の協力を要請することができるものとし、乙はこれに応じるものとする。

第4条（建設資機材等の報告）

乙は、あらかじめ災害等に備え、業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

- 乙は、前項で報告した内容に著しい変更が生じたとき、または、甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。

第5条（業務内容）

甲が、乙に対し要請を行う業務は、災害状況の把握・報告、応急復旧対策方法の提案並びに甲が指示する緊急措置及び応急復旧等を実施するものとする。

第6条（業務の出動要請）

甲は、第3条により乙に災害応急復旧対策業務の協力を要請する場合は、書面又は

電話等の方法により、乙に出動を要請するものとする。ただし、甲、乙相互の通信連絡が不能で、乙が被災状況を把握している場合は、甲からの出動要請があったものとみなし、乙の判断で出動するものとする。

- 2 乙は、出動要請を受けた場合は、直ちに出勤し応急復旧対策等の業務を実施するとともに、できる限り速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先等を報告するものとする。

第7条（業務の指示）

業務の指示は甲が行うものとする。ただし、前条第1項ただし書きによる甲の出動要請が困難な場合は、乙の判断で必要な応急復旧対策等を行うものとする。

- 2 前項のただし書きにおいて、甲との連絡が可能となった場合は、乙はその実施内容を速やかに甲へ報告するものとする。

第8条（契約の締結）

甲は、乙に出動を要請したときは、速やかに契約に関する協議を行い、その結果に基づき遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

第9条（業務の実施）

乙は、出勤後遅滞なく作業時間及び使用した建設資機材等を甲に書面により報告するものとする。

第10条（業務又は作業の完了）

乙は、業務又は作業が完了したときは、直ちに甲にその旨を報告するものとする。

第11条（業務の実施報告）

乙は、業務の完了後、業務の開始時間、終了時間及び使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに甲に報告するものとする。

- 2 甲は、必要に応じて応急対策等の途中段階で、使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

第12条（費用の請求）

乙は業務の完了後、当該業務に要した費用の見積もりを甲に提出するものとする

第13条（費用の支払い）

甲は、前条の規定による見積書の提出を受けたときは、内容を精査し別途定める契約書に基づき、その費用を支払うものとする。

第 14 条（損害の負担）

業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその損害の発生後遅滞なく、その状況を書面により報告し、その措置について甲、乙協議して定めるものとする。

第 15 条（協定期限）

この協定の期間は、協定締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

- 2 前項に規定する期間満了の 1 箇月前までに、甲、乙いずれからでも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より 1 年間継続するものとする。

第 16 条（協定の解約）

甲若しくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲、乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

- 2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

第 17 条（その他）

この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 国土交通省 近畿地方整備局
紀の川ダム統合管理事務所長 牟 禮 輝 久

乙 ○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○